



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年9月6日(月)

問い合わせ先:産業廃棄物指導課

課長:栄田

担当:斉藤、阿井

電話:829-1609

内線:4631

土砂の除却に係る行政処分(措置命令)について

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例(平成14年条例第104号。以下「条例」という。)に基づき、土砂の除却に係る行政処分(措置命令)を行いました。

【事案1】

1 事案の概要

条例に基づく許可を受けずに外部から搬入した土砂をたい積した行為者に対して、たい積した土砂の除却措置を命ずる行政処分を行いました。

- 2 処分対象者
 - (1)氏名 小沢 学 住所 埼玉県幸手市栄
 - (2)氏名 瀬田 清行

住所 埼玉県幸手市栄

- 3 処分内容
 - (1)措置の内容

さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下3832番、3833番1並びに水路用地(以下「対象地」という。)において、令和3年4月15日以降に外部から搬入し、たい積した土砂を全量除却すること。

(2)措置を実施する時期

完了期限 令和3年11月5日(金)まで

(3)処分の根拠

条例第24条第2項

4 処分日

令和3年9月6日(月)

5 処分理由

処分対象者は、対象地において条例第9条第1項の規定による許可を受けずに、 令和3年4月15日から令和3年8月16日の間に外部から土砂を搬入し、たい 積を行った。

したがって、条例第24条第2項により、処分対象者に対して上記3の措置を 命ずるものである。

6 今後の対応

行為者が命令に基づきたい積した土砂の除却を適切に行うよう、監視・指導する。

なお、命令に従わない場合には罰則がある。

【事案2】

1 事案の概要

条例に基づく許可を受けずに外部から搬入した土砂をたい積した行為者に対して、たい積した土砂の除却措置を命ずる行政処分を行いました。

2 処分対象者

(1)氏名 下澤 剛

住所 茨城県坂東市辺田

(2)氏名 小沢 学

住所 埼玉県幸手市栄

3 処分内容

(1)措置の内容

さいたま市岩槻区大字慈恩寺字入山833番3、大字裏慈恩寺字蓮台161 4番1、1614番4(以下「対象地」という。)において、外部から搬入し、 たい積した土砂を全量除却すること。

(2)措置を実施する時期

完了期限 令和3年11月5日(金)まで

(3)処分の根拠

条例第24条第2項

4 処分日

令和3年9月6日(月)

5 処分理由

処分対象者は、対象地において条例第9条第1項の規定による許可を受けずに、 外部から土砂を搬入し、たい積を行った。

したがって、条例第24条第2項により、処分対象者に対して上記3の措置を 命ずるものである。

6 今後の対応

行為者が命令に基づきたい積した土砂の除却を適切に行うよう、監視・指導する。

なお、命令に従わない場合には罰則がある。